省　令

○総務省令第四十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二十四日

総務大臣　川端　達夫

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「科学技術研究調査を」を「科学技術研究統計を」に改める。

第五条第二項中「並びに同条第二号及び第三号に掲げる調査組織体（科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたものを除く。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　乙調査は、次に掲げる調査組織体について行う。

一　前条第二号及び第三号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの

イ　科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置された調査組織体

ロ　イに掲げる調査組織体以外のもののうちから、総務大臣の選定したもの

二　前条第四号及び第五号に掲げる調査組織体

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十四条の十二第七項の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の八の表中「社団法人全国宅地建物取引業保証協会（昭和四十八年三月三十日に社団法人全国宅地建物取引業保証協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会」に、「社団法人不動産保証協会（昭和四十八年九月二十七日に社団法人不動産保証協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人不動産保証協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第六号

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十二号）の施行に伴い、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第九条第二項及び第四項の規定に基づき、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月二十四日

国家公安委員会委員長　松原　仁

不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則の一部を改正する規則

不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成十一年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項第七号中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第三条中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改める。

別記様式中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附　則

この規則は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年五月一日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十五号

情報システム安全対策指針（平成九年国家公安委員会告示第九号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十四年四月二十四日

国家公安委員会委員長　松原　仁

第1編2(3)中「第3条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第2編1第4章1(4)中「第3条第2項」を「第2条第4項」に改める。

附　則

この告示は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十二号）の施行の日（平成二十四年五月一日）から施行する。

○金融庁・法務省告示第三号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵・司法省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省・司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

法務大臣　小川　敏夫

二及び四中「株式会社筑波銀行

つくば市竹園一丁目

株式会社筑波銀行市場金融部」を「株式会社筑波銀行

つくば市竹園一丁目

株式会社筑波銀行証券国際部」に改める。

○総務省告示第百七十七号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により指定試験機関として指定した財団法人行政書士試験研究センターから同法第四条の三第二項の規定に基づき、主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法同条第三項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十四年四月二十四日

総務大臣　川端　達夫

一　主たる事務所の所在地の変更について

指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更をした指定試験機関の名称

財団法人行政書士試験研究センター

二　変更後の所在地

東京都千代田区一番町二十五番地

三　変更年月日

平成二十四年四月二十三日

○法務省告示第百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十四日

法務大臣　小川　敏夫

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名　称	所　在　地	実習内容
株式会社ユニオン	三重県名張市美旗中村六百五十九番地	婦人子供服製造

二　対象となる者　平成二十四年四月二十四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者